

1 現状の課題と政策の方向

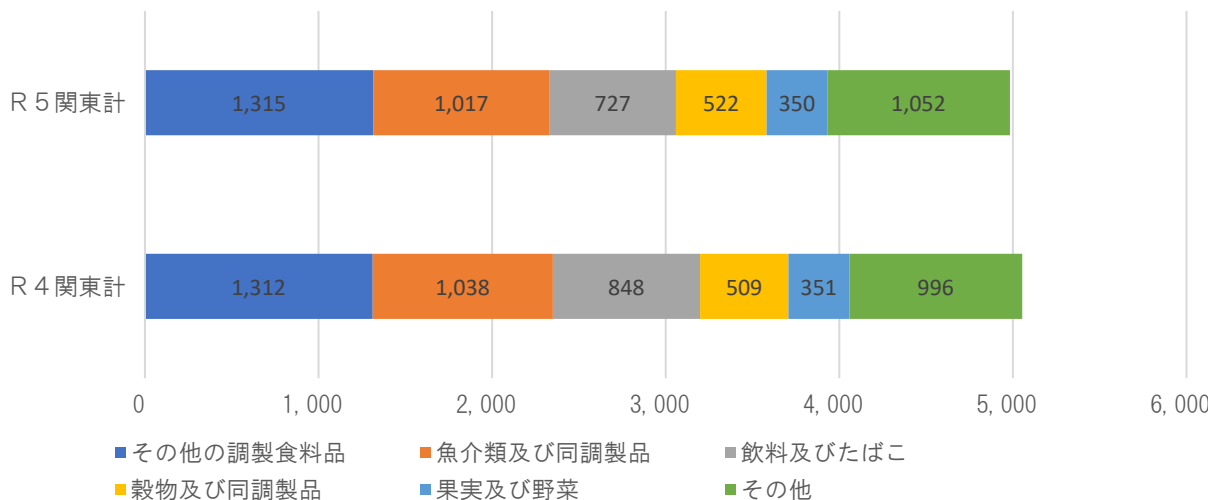
農産物の輸出が必要とされる背景には、いくつかの重要な要因がある。**1. 国内市場の縮小:** 日本では少子高齢化が進行しており、国内の農産物需要が減少しています。これにより、農業従事者の収益を維持するためには、海外市場への進出が不可欠。**2. 経済成長の機会:** 海外市場に目を向けることで、新たな販路を開拓し、農業従事者の収益を増やすことができる。

特に、人口が多く経済成長が著しい地域は有望な市場。**3. 品質の評価:** 日本の農産物は高品質で知られており、海外でも高く評価されている。これにより、輸出を通じて日本のブランド価値を高めることができる。

これらの要因が組み合わさり、農産物の輸出が日本の農業にとって重要な戦略となっている。

【図表2-3-1】 関東管内の輸出港・空港における輸出額（品目別）

図表〇 関東農政局管内輸出港・空港における食品の輸出額（品目別）



(注) 財務省「貿易統計（税関別概況品別表、概況品別国別表）」を元に関東農政局経営・事業支援部輸出促進課が作成。

2 関東管内の取組状況

(1) 農林水産物・食品の輸出促進に向けた環境の整備

(農林水産物・食品輸出プロジェクト（GFP）の推進)

輸出先国における様々な課題を解決するため、農林水産省では個々の事業者がビジネスパートナーを見つけ、商談などの橋渡しを行うためのコミュニティサイトを立ち上げ、当該コミュニティでの取組に対して、行政・JETRO等によるワンストップでの支援を行う「農林水産物・食品輸出プロジェクト（GFP）」を展開。

(取組の概要)

農林水産物の輸出は、輸出先国における様々な手続き・規制・言語のハードルや独特の商習慣等があるため、小規模な農林漁業者・食品メーカー・流通業者が個々に継続的な成果を出すことは困難な状況。そこでGFPにおいて輸出診断を希望する農林漁業者・事業者に対して、輸出に関する専門家チームを編成し、輸出を成功させるためのアドバイスや事業者ごとに活用できる補助事業などの有用な情報提供を実施している（令和5（2023）年度に関東農政局はオンライン及び対面により38件実施）。

* GFPの詳細内容は、こちらをご覧ください。

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/gfp/gfptop.html>

(農林水産省)



用語の解説

「林水産物・食品輸出プロジェクト（GFP）」とは、Global Farmers / Fishermen / Foresters / Food Manufacturers Project の略称であり、農林水産省が推進する日本の農林水産物の輸出プロジェクトである。

(産地・生産者、食品事業者を対象に輸出すそ野拡大に向けたイベントの取組)

輸出産地のすそ野拡大を目的に関東農政局管内の事業者を対象とした、セミナー・商談会輸出ベンチャー塾（パネルディスカッション、現地視察等）を実施。

(取組概要)

令和5（2023）年度は、3回の「関東ブロックGFPミーティング&商談会」を対面により開催。

	実施日	参加者数	テーマ	実施内容
第1回	12月13日 12月14日	26名	野菜・果実の鮮度保持	基調講演、パネルディスカッション、商談会、成田市公設地方卸売市場の視察
第2回	12月20日	33名	加工食品のブランディング	基調講演、ワークショップ、商談会
第3回	1月17日 1月18日	30名	米の継続した輸出	基調講演、ワークショップ、商談会、茨城県内の米の輸出に取り組む事業者を視察

(海外販路開拓に関するオンラインセミナーの取組)

輸出促進の取組を一層強化するため、3局（関東経済産業局、北陸農政局、関東農政局）が連携し、事業者のステージや課題に応じて、両省が所管する海外展開支援策や現に輸出におけるスキルを有する貿易商社等を活用した伴走型支援を実施。

(取組の概要)

令和5（2023）年度は、3局に加え東京税関・横浜税関とも連携して飲食料品の輸出拡大を目指して事業者を対象に、ブランディングのポイントや商品・パッケージにおけるデザイン、ブランディングにおける知的財産の留意点を専門家から紹介する「ブランディングを通じた域外需要獲得セミナー」を3月にオンラインにて開催（参加者：213名）。



ピンテージマネジメント株式会社
安田 哲氏



株式会社パッケージ松浦
松浦 陽司氏



独立行政法人工業所有権情報・研修館:INPIT
柳生 一史氏



関東経済産業局



東京・横浜税関



関東農政局・北陸農政局

(2) 主な輸出重点品目の取組状況

農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略で示された重点品目の輸出産地（関東管内211産地）を、輸出産地サポーターが伴走支援。

(制度) 農林水産物・食品輸出本部（輸出先国規制対策）

令和元（2019）年11月、輸出先国による食品安全規制等に対応するため、「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」が制定（令和2（2020）年4月1日施行）された。本法に基づき、農林水産大臣を本部長とする「農林水産物・食品輸出本部」を設置し、輸出先国との協議や手続きの迅速化を図る。

* 農林水産物・食品輸出本部（輸出先国規制対策）の詳しい内容は、こちらをご覧ください。<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/index-1.html>（農林水産省）



(政策) 政府の輸出促進

食料・農業・農村基本計画（令和2（2020）年3月31日閣議決定）において、令和12（2030）年までに農林水産物・食品の輸出額を5兆円とする目標を設定（中間目標として、令和7（2025）年までに農林水産物・食品の輸出額2兆円を目指す）。

令和2（2020）年12月、総理大臣を本部長とする「農林水産業・地域の活力創造本部」において「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」を決定。令和3（2021）年12月、令和4（2022）年5月、12月に「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」を改訂、今後の施策・取組の方向を決定。

令和4（2022）年5月に改正輸出促進法が成立（10月施行）し、公庫融資制度や税制措置など輸出事業計画の支援策の拡充を図る。

令和5（2023）年12月に「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」を改訂し、輸出ターゲット国の拡大とともに品目別輸出目標額の改訂、輸出産地形成に向けた支援策・取組みの方向等を決定。

* 農林水産物・食品の輸出促進対策の詳しい内容は、こちらをご覧ください。

https://www.maff.go.jp/j/yusyutu_kokusai/index.html

（農林水産省）

